

掲示期間 10.10 - 10.19

新潟市中之口先人館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 10 月 10 日

新潟市長

中原ハ一

新潟市条例第 45 号

新潟市中之口先人館条例の一部を改正する条例

新潟市中之口先人館条例（平成 16 年新潟市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 9 条関係）

区分		観覧料の額（1人1回につき）（円）	
		個人	団体（20人以上）
通常券	一般	260	190
	高校生	130	60
澤将監の館との共通券	一般	520	390
	高校生	260	130

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。